

事務連絡
令和3年 5月21日

各施設・事業所・管理者様

北九州市保健福祉局介護保険課
介護サービス担当課長 吉竹 明紀子

高齢者福祉施設等における風水害対策の強化について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日々、ご対応いただくとともに、本市の保健福祉行政推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

今年も集中豪雨や台風など、自然災害が発生しやすい季節になりました。

今般、災害対策基本法が改正され、避難勧告が避難指示に一本化される等の変更が行われておりますので、貴施設等の非常災害対策に関するマニュアル等を見直していただくと共に、下記の項目を再度ご確認ください、災害発生時に備える体制の確認をお願いします。

・施設等の立地場所およびその周辺の災害危険区域

→ 大雨などに備えて、施設(事務所)の周辺環境はどうなっていますか？

・必要な防災情報や気象情報の入手方法

→ 必要な情報はどこでとれますか？

・災害時の職員体制や、役割分担

→ 職員は、どのように集まりますか？また、役割は決まっていますか？

・避難場所や避難方法、避難経路

→ どうなったら、どこに、どうやって避難しますか？

必ず定期的に確認し、決めておきましょう！！

災害は、いつ何時やってくるかも知れません。防災情報や気象情報には常に注意を払い、情報収集に努めていただき、災害発生時には、利用者・入居者等の安全確保を第一とし、迅速に対応されるようお願いいたします。

なお、風水害等による被害等があった場合は、速やかにご報告くださいますようお願いいたします。

※1 介護保険施設等における非常災害対策について

北九州市トップ⇒くらしの情報⇒福祉・人権⇒介護⇒介護サービス事業者向け情報について

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800380.html>

【問い合わせ先】北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課

施設サービス係 担当：木村、篠木

居宅サービス係 担当：福富

電話 093-582-2771

令和3年5月20日から

ひなんしじ 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル

4

警戒レベル

新たな避難情報等

5



災害発生
又は切迫

きんきゅうあんぜんかくほ
緊急安全確保※1

これまでの避難情報等

災害発生情報

(発生を確認したときに発令)

〜<警戒レベル4までに必ず避難！>〜

4



災害の
おそれ高い

ひなんしじ
避難指示※2

・避難指示(緊急)
・避難勧告

3



災害の
おそれあり

こうれいしゃとうひなん
高齢者等避難※3

避難準備・
高齢者等避難開始

2



気象状況悪化

大雨・洪水・高潮注意報
(気象庁)

大雨・洪水・高潮注意報
(気象庁)

1



今後気象状況
悪化のおそれ

早期注意情報
(気象庁)

早期注意情報
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待つてはいけません！

避難勧告は廃止されます。
これからは、
警戒レベル4避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。

避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から避難
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁



ひなん
「避難」って
何すれば
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。
下の4つの行動があります。



行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの
・マスク
・消毒液
・体温計
・スリッパ 等

小・中学校
公民館

安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難
することを相談して
おきましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



普段から
どう行動するか
決めておき
ましょう

安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要
です。事前に予約・
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。

ホテル
旅館

屋内安全確保

ハザードマップで以下の
「3つの条件」を確認し
自宅にいても大丈夫かを
確認する必要があります。

想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある
区域では立退き避難が
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります

地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分

(十分じゃないと…)
水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。